

(別紙)

確認書

公益財団法人福岡アジア都市研究所（以下「甲」という。）と会員研究員〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の事項を確認する。

(期間)

- 1 甲が実施する会員研究員受入事業に基づく乙の研究は、令和 年 月 日から
令和 年 月 日までとする。

(身分)

- 2 会員研究員の身分に関する事項は次に掲げるとおりとする。
- (1) 乙は、個人の身分のまま研究に従事すること。
 - (2) 乙は、外部調査の相手方に対して、公益財団法人福岡アジア都市研究所会員研究員として身分を明示すること。
 - (3) 乙は、外部に対し公益財団法人福岡アジア都市研究所会員研究員の身分を明示して研究成果の公表や意見、見解の表明等を行う場合は、事前に甲の了承を得ること。

(給与・賞与)

- 3 甲は、乙に、給与・賞与は支給しない。

(旅費)

- 4 乙の出張については、専任研究の場合で甲が認めた場合に限り、甲の関係規程を適用し、甲がその費用を支給するものとする。

(交通費)

- 5 乙が甲の事務所に往復する費用は、乙の負担とする。

(従事時間)

- 6 乙が甲で調査研究に従事する場合の時間は、原則、午前9時から午後5時までの間で予め甲の了解を得た時間とする。

(災害補償)

- 7 乙が調査研究上の災害を受けた場合および第三者に被害を与えた場合の補償については、乙が負担するものとする。ただし、専任研究の場合にあっては、甲が締結した保険の範囲内で処置するものとする。

(研究の中止)

- 8 甲の判断により受入を中止する場合がある。さらに、乙が受入の趣旨に著しく反する行為があったときは、直ちに受入を中止し、賛助会員の身分を失うものとする。

上記事項について、承諾いたしました。

公益財団法人 福岡アジア都市研究所
理事長 坂井 猛 様

令和 年 月 日
会員研究員

印